

深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金 のご案内



深谷市イメージキャラクター
ふっかちゃん

申請にあたって必要な書類は、コピーをしてお使いください。

* 問い合わせ先
深谷市環境衛生課 048-578-7332

申請前のチェックシート

1. 使用している浄化槽は、10人槽以下の合併処理浄化槽ですか？
合併処理浄化槽とは、トイレはもちろんのこと風呂、台所等生活排水すべてを一括して処理できる浄化槽です。

はい



いいえ



残念ながら申請できません。
合併処理浄化槽への切替をご検討ください。なお、切替に際しては補助制度があります。

2. 使用している合併処理浄化槽は、公共下水道及び農業集落排水の使用開始区域以外に設置されていますか？

はい



いいえ



※ただし、公共下水、農業集落排水区域内であっても、補助対象区域となる場合がありますので、ご確認下さい。

残念ながら申請できません。

3. お住まいの住宅は、ご自身がお住みの専用住宅若しくは店舗併用住宅(住宅部分が全体面積の1/2以上であること)ですか？

はい



いいえ



残念ながら申請できません。

4. 申請日の前日から過去1年間に浄化槽法で定められた裏面の維持管理(清掃、保守点検、法定検査)をすべて実施しましたか？

はい



申請の準備にお入り
ください

いいえ



残念ながら申請できません。
1年後の申請に備え適正な維持管理を実施してください。

※この他に市税に滞納がないことが補助金を受ける要件となります。

補助金の交付の対象となる経費は、浄化槽の清掃・保守点検・法定検査に要した経費の半額(上限20,000円)となります。

また、当補助金は最初に申請を行った年度から連続して5年間申請をすることができます。

浄化槽の適正な維持管理とは

* 浄化槽を使う上でしなければならないこと(法的義務)は、
清掃 と **保守点検** と **法定検査** です。

清掃	<p>浄化槽内に生じた汚泥等の引き出しや調整、器具類を洗浄する作業です。</p> <p>年1回(全ばっき式は6か月に1回)以上実施しなければなりません。</p> <p>清掃業者に関することは、環境衛生課(048-578-7332)までお問い合わせください。</p>
保守点検	<p>浄化槽の点検、調整、薬剤の補給、修理の作業です。</p> <p>浄化槽の規模や処理方式によって点検の回数が定められています(本補助金の申請をする場合、申請日前日の過去1年以内に3回以上の点検が必要です)。</p> <p>県に登録している保守点検業者に委託してください。</p>
法定検査	<p>浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかどうかの確認をする「機能診断」です。</p> <p>清掃、保守点検とは別に毎年1回受けなければなりません。</p> <p>この検査は、県の指定検査機関である、一般社団法人 埼玉県浄化槽協会 浄化槽水質検査部(048-501-5707)に直接お申し込みください。</p> <p>なお、指定採水員の資格を有する保守点検業者でも申し込みができます。契約している保守点検業者にご確認ください。</p> <p>検査の結果は県に報告され、県は必要に応じてその浄化槽の保守点検を行っている業者に助言、指導を行います。</p>
その他	<p>保守点検業者に対する助言、指導は、</p> <p>埼玉県北部環境管理事務所(TEL 048-523-2800)</p> <p>で行っています。</p>

申請書及び添付書類の説明

*申請時

※注意: 下記書類の2, 3, 4は申請日の前日から過去1年間に実施した内容のものをお願いします。

	書 類 等	説 明
1	申請書(兼請求書)	申請書兼請求書である様式第1号に記入してください。
2	清掃の実施を証するもの	「記録簿」及び「領収書等」の写し。
3	保守点検の実施を証するもの(3回分)	「記録簿」及び「領収書等」の写し。 領収書は、契約時一括払いと点検毎に支払うものの二通りがあります。「領収書等」とは、口座振替の通帳記載部分や、銀行払込明細書等、点検代支払いを証明するものをいいます。
4	法定検査の実施を証するもの	埼玉県浄化槽協会が発行する「検査結果通知書」の写し(両面)を必ず提出してください。※領収書、振込払金受領書等は使用できませんのでご注意ください。
5	委任状	申請者本人と同じ世帯の方が申請する場合は不要。第3者が申請する場合は、本人からの委任状を添付してください。
6	床面積が1/2以上であると証するもの	店舗併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が1/2以上であることを確認できる書類を添付してください。
7	市税に滞納がないことの証明書	申請書の承諾により、納税状況を職員が確認する場合は不要です。

*補助金請求時

	書 類 等	説 明
1	交付請求書	申請書兼請求書である様式第1号に記入してください。
2	振込先金融機関の通帳	口座振り込みを間違いなく行うために、金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人を確認させていただきます。

補助申請の注意点

・補助対象となる経費は、申請をする日の前日から過去一年以内に実施した清掃、保守点検(3回以上)、法定検査の費用です。

・補助を受けられる期間は、最初に補助を受けた年度から継続した5年間です。一度補助を受けたのち、翌年度に補助申請をせず翌々年度に補助申請をした場合、3年目の申請となります。

また、5年目の補助申請を行う際は、年度を跨いでの補助申請にならないようご注意ください。

【例】	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
①	1年目 補助申請	2年目 補助申請	3年目 補助申請	4年目 補助申請	5年目 補助申請※
②	1年目 補助申請	申請せず	3年目 補助申請	申請せず	5年目 補助申請※

※5年目の補助申請が6年度目にならないよう注意してください。(左記の場合は令和10年3月31日までに補助申請を行ってください)

深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、深谷市浄化槽設置指導要綱（平成18年深谷市告示第154号）の規定に基づき、合併処理浄化槽の普及促進及び合併処理浄化槽の良好な維持管理のため補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽であって、生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上及び放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 対象区域 下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により公示した供用開始区域及び農業集落排水処理開始区域（農業集落排水処理施設への接続が困難であると市長が認めた区域を除く。）を除く市内全域の地区をいう。
- (3) 対象建物 合併処理浄化槽の設置された建物が、専用住宅又は店舗併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上であること。）であって、主に自己の居住に供する建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる事項に該当するものとする。

- (1) 対象区域内に存する対象建物に居住していること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査を受けていること。
- (4) 法第10条第1項の保守点検及び清掃を実施していること。

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、前条第3号及び第4号に掲げる事項に要する経費とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、20,000円を上限とする。

(交付の対象となる期間)

第5条 補助金の対象となる期間は、最初にこの告示による補助金を受けた年度から継続して5年間とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請をする日の前日から過去1年間の第3条第3号及び第4号に規定する維持管理の実績を基に、申請を行う。

2 前項の申請は、最大5回とする。

3 申請者は、合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該合併処理浄化槽について法第10条第1項の保守点検及び清掃を実施したことが確認できる記録簿の写し並びにこれらに要した費用が確認できる領収書等の写し

(2) 当該合併処理浄化槽について法第7条第1項又は第11条第1項の水質に関する検査を受けたことを証する書類

(3) 市税に滞納がないことの証明書（職員による申請者の納税状況の確認に同意しない場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認めた書類

(補助金交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定したときは、合併処理浄化槽維持管理補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた申請者に、合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書兼交付請求書（様式第1号）に基づき、市長は補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、期限を定めて既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱(平成13年深谷市告示第213号)(以下「合併前の要綱」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における補助金の交付については、なお合併前の要綱の例により、旧深谷市の区域にのみ適用する。

附 則(平成19年3月29日告示第82号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月11日告示第130号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成22年1月27日告示第25号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年4月1日告示第74号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和3年6月21日告示第191号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和4年6月20日告示第200号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和8年3月25日告示第63号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第6条、第8条関係）

合併処理浄化槽維持管理補助金交付申請書兼交付請求書

年 月 日

深谷市長 宛て

申請者

住 所

氏 名

電話番号

1 深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	深谷市	浄化槽 の人槽	人槽
交 付 申 請 額	円		
清 掃 年 月 日	年 月 日	法 定 検 査 年 月 日	年 月 日
保 守 点 検 年 月 日	① 年 月 日	② 年 月 日	③ 年 月 日

(注) 添付書類は申請をする日の前日から過去1年以内に実施したものを提出すること。

(添付書類)

- (1) 清掃記録簿の写し及び領収書の写し
- (2) 3回分の保守点検記録簿の写し及び領収書の写し
- (3) 法定検査結果書の写し
- (4) 市税に滞納がないことの証明書※

2 上記1の申請に対して交付決定された場合は、次のとおり請求します。

また、深谷市合併処理浄化槽維持管理補助金について、以下の口座への振込みを依頼します。

振 込 先	フリガナ						
	口座名義人						
	金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合					
	店 舗 名	本店	支 店 出張所	預金種別	普通 ・ 当座		
	口 座 番 号 (右詰め)						

振込先口座は申請者名義の口座を記載ください（申請者名義以外の振込みはできません。）

振込先口座の写しを添付ください。

同意書

補助金の交付決定の手続きに関し、審査のため私の住民基本台帳情報を利用すること、及び市税の納付状況を担当職員が確認することについて同意します。

(自署)

氏名

※ 上記の同意がある場合には、市税に滞納がないことの証明書の添付は必要ありません。